木造3階建て住宅及び丸太組構法建築物の建築確認統計について

（平成20年3月分及び19年度分）

平成20年5月30日

木造3階建て住宅については、昭和62年の建築基準法の改正（同年施行）により、一定の技術基準に適合する戸建て住宅について準防火地域での建設が可能となり、平成4年の建築基準法の改正（平成5年施行）により防火地域、準防火地域以外（平成10年の改正（平成11年施行）により防火地域以外）で一定の技術基準に適合する木造3階建て共同住宅について建設が可能となった。

また、枠組壁工法では平成16年4月、在来軸組工法では平成18年10月に一定の仕様が耐火構造として国土交通大臣の認定を受け、防火地域における建設や4階建て以上の建設の可能性が拡大された。

また、丸太組構法建築物については、昭和61年の丸太組構法の技術基準告示（同年施行）及び平成14年の告示改正により、この基準に適合する建築物について建設が可能となった。

これらの建築物の動態を把握するため、国土交通省が特定行政庁等に対し、該当する建築物の建築確認申請の有無を調査しているものである。

今回、平成20年3月分及び19年度分の木造3階建て住宅及び丸太組構法建築物の建築確認における棟数等について公表する。

1. 平成20年3月の主な動向

3月の木造3階建て戸建て等住宅の棟数は、2,374 棟であり、前年度同月比 87.2%となった。このうち防火地域内の棟数は 11 棟、準防火地域内の棟数は 1,529 棟であり、前年度同月比 91.2%となった。

3月の木造3階建て共同住宅については、棟数 28 棟、戸数 236 戸であり、前年度同月比はそれぞれ 127.3%、136.4%となった。このうち防火地域内の棟数は 3 棟、準防火地域内の棟数が 13 棟であった。

3月の丸太組構法建築物の棟数は、43 棟であり、前年度同月比 62.3%となった。

2. 平成19年度（平成19年4月～平成20年3月）の主な動向

平成19年度の木造3階建て戸建て等住宅の棟数は、24,976 棟であり、前年比 79.4%となった。また、防火地域内は 127 棟、準防火地域内は 15,297 棟で、前年比はそれぞれ 115.5%、81.8%となった。さらに4階建ては 11 棟となった。

平成19年度の木造3階建共同住宅については、棟数 412 棟、戸数 3,623 戸であり、前年比はそれぞれ 87.1%、91.4%となった。また、防火地域内は 12 棟、準防火地域内は 196 棟であり、対前年比はそれぞれ、44.4%、77.5%となった。さらに4階建ては 1 棟となった。

平成19年度の丸太組構法建築物の棟数は、697 棟であり、前年比 80.3%となった。

（資料：国交通省ホームページ）

木造３階建て以上・丸太組構法建築確認統計平成１９年度計（抜粋）

国土交通省住宅局木造住宅振興室

	木造３階建て以上戸建て等住宅					木造３階建て以上共同住宅						丸太組構法
	棟	建設地域				棟	戸数					棟
		防　火	準防火	法 22 条	指定なし			防　火	準防火	法 22 条	指定なし	
北 海 道	480	2	58	365	55	98	813	0	12	80	6	29
全　国	24,976 (11)	127	15,297 (5)	8,076 (4)	1,476 (2)	412 (1)	3,623 (7)	12	196 (1)	174	30	697

※　（　）内は、木造４階建て住宅で内数

建築基準法における木造建築物について

1　木造建築物の設計（建築基準法§6）

建築物を木造とする場合は、

・階数が３以上

・延べ面積が５００㎡を超える

・高さが１３ｍを超える又は軒高が９ｍを超える

場合のうち、いずれかに該当する規模であるときには構造計算が必要となる。

2　木造建築と防火のための構造制限

○　市街地における火災の危険を防ぐために、都市計画によって、地域を限って「防火地域」や「準防火地域」が指定されている（都市計画法§９⑲）。

○　建築基準法では、これらの地域区分に応じた階数や規模を定め、建築物の構造を制限している。また、その他に屋根からの火の粉による延焼を防止するために「２２条区域」を設けている。

①防火地域内の建築制限（建築基準法§61）

<table>
<tr><th>延面積
階数</th><th>100 ㎡以下</th><th>100 ㎡超</th></tr>
<tr><td>３以上</td><td colspan="2">耐火建築物に限る</td></tr>
<tr><td>2</td><td rowspan="2">耐火建築物
または
準耐火建築物</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>1</td></tr>
</table>

②準防火地域内の建築制限（建築基準法§62）

<table>
<tr><th>延面積
階数</th><th>500 ㎡以下</th><th>500 ㎡超
1,500 ㎡以下</th><th>1,500 ㎡超</th></tr>
<tr><td>４以上</td><td colspan="3">耐火建築物に限る</td></tr>
<tr><td>3</td><td>耐火建築物、準耐火建築物
または一定の技術的基準に
適合する建築物</td><td rowspan="3">耐火建築物
または
準耐火建築物</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>2</td><td rowspan="2">木造建築物でもよい
（一定の防火措置が必要）</td></tr>
<tr><td>1</td></tr>
</table>

③２２条区域（建築基準法§22）

屋根は飛び火に対して燃え広がらないことや抜け落ちないことが必要。

■建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（用語の定義）
第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～八　略
九の二　耐火建築物　次に掲げる基準に適合する建築物をいう。
イ　その主要構造部が（１）又は（２）のいずれかに該当すること。
（１）耐火構造であること。
（２）次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあつては、（ｉ）に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。
（ｉ）　当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。
（ｉｉ）　当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。
ロ　その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。
九の三　準耐火建築物　耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。
イ　主要構造部を準耐火構造としたもの
ロ　イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの
十～三十三　略

（建築物の建築等に関する申請及び確認）
第六条　建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。
一　別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
二　木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
三　木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートル

を超えるもの
四　前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
2　前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。
3～15　略

（大規模の建築物の主要構造部）
第二十一条　高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、第二条第九号の二イに掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物（政令で定める用途に供するものを除く。）は、この限りでない

（屋根）
第二十二条　特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が十平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分については、この限りでない。

（外壁）
第二十三条　前条第一項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の第二十一条第一項の政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（次条、第二十五条及び第六十二条第二項において「木造建築物等」という。）に限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

（木造建築物等である特殊建築物の外壁等）
第二十四条　第二十二条第一項の市街地の区域内にある木造建築物等である特殊建築物で、次の各号の一に該当するものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
一　学校、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、マーケット又は公衆浴場の用途に供するもの
二　自動車車庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの

三　百貨店、共同住宅、寄宿舎、病院又は倉庫の用途に供するもので、階数が二であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

（大規模の木造建築物等の外壁等）
第二十五条　延べ面積（同一敷地内に二以上の木造建築物等がある場合においては、その延べ面積の合計）が千平方メートルを超える木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、その屋根の構造を第二十二条第一項に規定する構造としなければならない。

（防火地域内の建築物）
第六十一条　防火地域内においては、階数が三以上であり、又は延べ面積が百平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものは、この限りでない。
一　延べ面積が五十平方メートル以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの
二　卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの
三　高さ二メートルを超える門又は塀で不燃材料で造り、又は覆われたもの
四　高さ二メートル以下の門又は塀

（準防火地域内の建築物）
第六十二条　準防火地域内においては、地階を除く階数が四以上である建築物又は延べ面積が千五百平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が五百平方メートルを超え千五百平方メートル以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とし、地階を除く階数が三である建築物は耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物としなければならない。ただし、前条第二号に該当するものは、この限りでない。
2　準防火地域内にある木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、これに附属する高さ二メートルを超える門又は塀で当該門又は塀が建築物の一階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。

（屋根）
第六十三条　防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

■建築基準法施行令（昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号）

（主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の技術的基準等）
第百二十九条の二の三　法第二十一条第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　次に掲げる基準
イ　地階を除く階数が三以下であること。
ロ　主要構造部が準耐火構造（壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合するものに限る。）であること。
ハ　建築物の周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。
（１）延べ面積が二百平方メートルを超えるものについては、床面積の合計二百平方メートル以内ごとに第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二　ロに規定する防火設備で区画されていること。
（２）外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので第百十五条の二の二第一項第四号ハに規定する構造であるものが防火上有効に設けられていること。
二　第四十六条第二項第一号イ及びロ並びに第百十五条の二第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる基準
２　法第二十一条第一項の政令で定める用途は、倉庫及び自動車車庫とする。

（地階を除く階数が三である建築物の技術的基準）
第百三十六条の二　法第六十二条第一項 の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。
一　隣地境界線又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が五百平方メートル以内である場合における当該他の建築物を除く。）との外壁間の中心線（以下この条において「隣地境界線等」という。）に面する外壁の開口部（防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下この条において同じ。）で当該隣地境界線等からの水平距離が一メートル以下のものについて、当該外壁の開口部に法第二条第九号の二　ロに規定する防火設備でその構造が第百十二条第十四項第一号　イ、ロ及びニに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの又は法第二条第九号の二　ロに規定する防火設備であるはめごろし戸が設けられていること。ただし、換気孔又は居室以外の室（かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けた室を除く。）に設ける換気のための窓で、開口面積が各々〇・二平方メートル以内のものについては、この限りでない。
二　隣地境界線等又は道路中心線に面する外壁の開口部で当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離が五メートル以下のものについて、当該外壁の開口部の面積が当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離に応じて国土交通大臣が延焼防止上必要があると認めて定める基準に適合していること。
三　外壁が、防火構造であり、かつ、その構造が屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を有効に遮ることができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
四　軒裏が防火構造であること。
五　主要構造部である柱及びはりその他国土交通大臣が指定する建築物の部分の構造が、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
六　床（最下階の床を除く。）又はその直下の天井の構造が、それらの下方からの通常の火災時の加熱に対してそれらの上方への延焼を有効に防止することが

できるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

七　屋根又はその直下の天井の構造が、それらの屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を有効に遮ることができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

八　三階の室の部分とそれ以外の部分とが間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で区画されていること。

周波数帯ごとの主な用途と電波の特徴

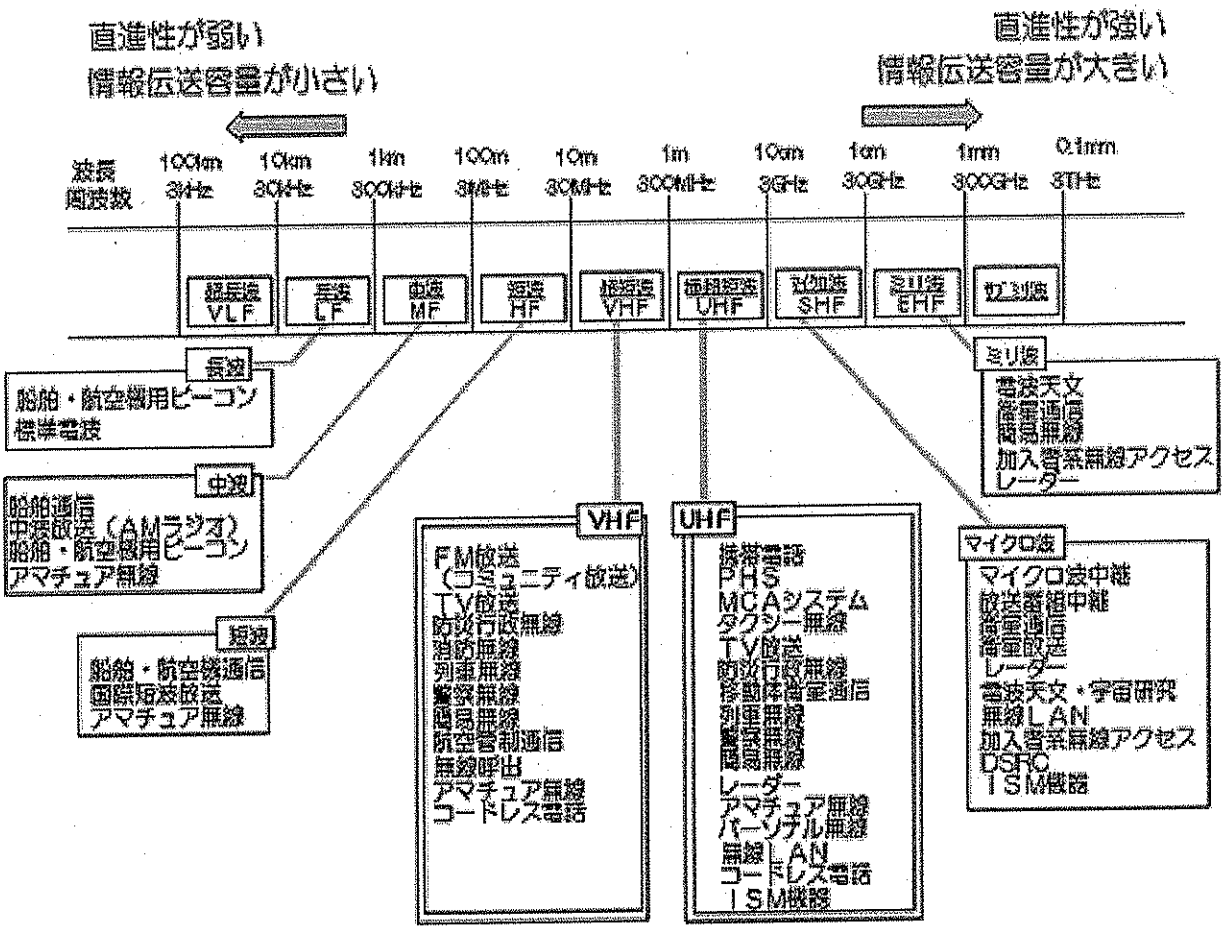

○ **超短波**（ＶＨＦ：Very High Frequency）

超短波の波長は１～１０ｍで、直進性があり、電離層で反射しにくい性質もあります。山や建物の陰にもある程度回り込んで伝わることができます。

短波に比べて多くの情報を伝えることが出来るため、アナログＴＶ放送やＦＭ放送の放送メディアを中心に、多種多様な移動通信に幅広く利用されています。

コミュニティ放送の定義・目的等

コミュニティ放送の定義

一の市区町村の一部の区域（当該区域が他の市区町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域を含む。）における需要にこたえるための放送をいう。

コミュニティ放送の目的

市区町村内の商業・業務・行政等の集積した区域や、スポーツ・レクレーション・教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等において、コミュニティ情報・行政情報・福祉医療情報・地域経済産業情報等地域に密着した情報を提供することを通じて、当該地域の振興その他公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

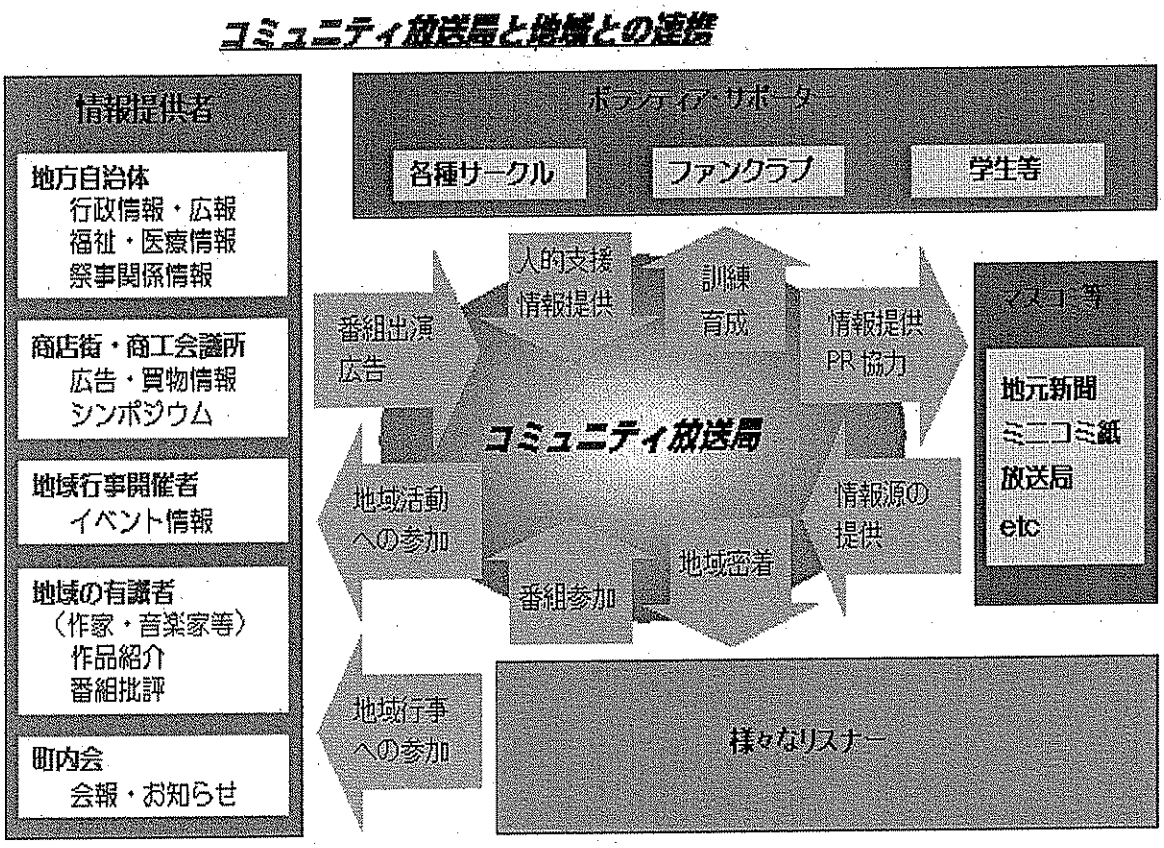

（資料：北海道総合通信局）

北海道のコミュニティ放送局の現状

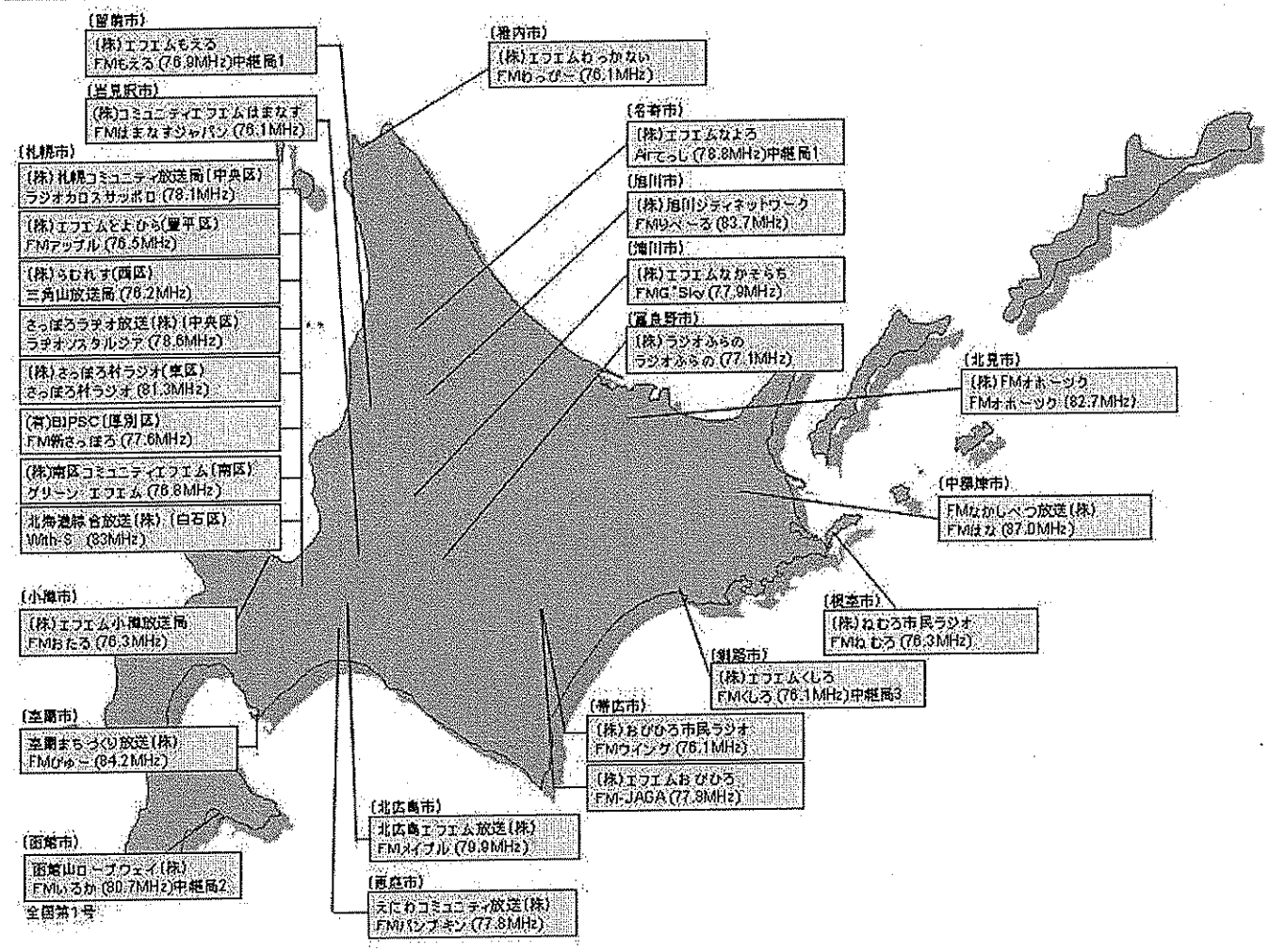

平成 20 年 8 月 19 日現在（開局の日順）

放送事業者名	愛称	主な放送区域	周波数	免許の日	開局の日
函館山ロープウェイ株式会社	FM いるか	函館市	80.7MHz	平成 4 年 12 月 24 日	平成 4 年 12 月 24 日
株式会社旭川シティネットワーク	FM りべーる	旭川市	83.7MHz	平成 5 年 12 月 15 日	平成 5 年 12 月 23 日
株式会社エフエムくしろ	FM くしろ	釧路市	76.1MHz	平成 6 年 10 月 6 日	平成 6 年 11 月 1 日
株式会社おびひろ市民ラジオ	FM WING	帯広市	76.1MHz	平成 6 年 12 月 22 日	平成 6 年 12 月 23 日
株式会社エフエムおびひろ	FM-JAGA	帯広市	77.8MHz	平成 6 年 12 月 22 日	平成 6 年 12 月 24 日
株式会社コミュニティエフエムはまなす	FM はまなすジャパン	岩見沢市	76.1MHz	平成 8 年 3 月 13 日	平成 8 年 3 月 15 日

株式会社エフエムわっかない	FM わっぴー	稚内市	76.1MHz	平成 8 年 6 月 26 日	平成 8 年 7 月 1 日
株式会社札幌コミュニティ放送局	ラジオカロスサッポロ	札幌市中央区	78.1MHz	平成 8 年 7 月 9 日	平成 8 年 7 月 20 日
株式会社エフエム小樽放送局	FM おたる	小樽市	76.3MHz	平成 8 年 7 月 19 日	平成 8 年 7 月 27 日
株式会社エフエムとよひら	FM アップル	札幌市豊平区	76.5MHz	平成 9 年 3 月 19 日	平成 9 年 4 月 7 日
株式会社らむれす	三角山放送局	札幌市西区	76.2MHz	平成 10 年 3 月 18 日	平成 10 年 4 月 1 日
株式会社ねむろ市民ラジオ	FM ねむろ	根室市	76.3MHz	平成 11 年 12 月 14 日	平成 11 年 12 月 24 日
札幌ラヂオ放送株式会社	ラヂオノスタルジア	札幌市中央区	78.6MHz	平成 12 年 4 月 19 日	平成 12 年 4 月 20 日
北広島エフエム放送株式会社	FM メイプル	北広島市	79.9MHz	平成 13 年 10 月 30 日	平成 13 年 11 月 1 日
株式会社エフエムなかそらち	FM G'SKy	滝川市	77.9MHz	平成 13 年 11 月 21 日	平成 13 年 11 月 25 日
株式会社さっぽろ村ラジオ	さっぽろ村ラジオ	札幌市東区	81.3MHz	平成 15 年 3 月 27 日	平成 15 年 4 月 1 日
有限会社 BIPSC	FM 新さっぽろ	札幌市厚別区	77.6MHz	平成 16 年 10 月 1 日	平成 16 年 10 月 3 日
株式会社エフエムもえる	FM もえる	留萌市	76.9MHz	平成 16 年 10 月 20 日	平成 16 年 10 月 24 日
株式会社ラジオふらの	ラジオふらの	富良野市	77.1MHz	平成 16 年 11 月 2 日	平成 16 年 11 月 6 日
えにわコミュニティ放送株式会社	FM パンプキン	恵庭市	77.8MHz	平成 18 年 3 月 2 日	平成 18 年 3 月 3 日
株式会社エフエムなよろ	Air てっし	名寄市	78.8MHz	平成 18 年 3 月 23 日	平成 18 年 3 月 27 日
株式会社南区コミュニティエフエム	グリーン エフエム	札幌市南区	76.8MHz	平成 18 年 7 月 7 日	平成 18 年 7 月 7 日
北海道綜合放送株式会社	With-S	札幌市白石区	83.0MHz	平成 19 年 12 月 21 日	平成 19 年 12 月 23 日
株式会社 FM オホーツク	FM オホーツク	北見市	82.7MHz	平成 20 年 5 月 26 日	平成 20 年 6 月 1 日
室蘭まちづくり放送株式会社	FM ぴゅー	室蘭市	84.2MHz	平成 20 年 8 月 1 日	平成 20 年 8 月 1 日
FM なかしべつ放送株式会社	FM はな	中標津町	87.0MHz	平成 20 年 8 月 19 日	平成 20 年 8 月 20 日(予定)

■電波法（昭和二十五年五月二日法律第百三十一号）

（定義）
第二条　この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。
一　「電波」とは、三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
二　「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
三　「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
四　「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。
五　「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。
六　「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

（無線局の開設）
第四条　無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。
一　発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
（略）

（免許の申請）
第六条　無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
（略）

（周波数割当計画）
第二十六条　総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
2　周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）に係る周波数にあつては、第一号に掲げる事項）を記載するものとする。
一　無線局の行う無線通信の態様
二　無線局の目的
三　周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件
四　第二十七条の十三第四項の規定により指定された周波数であるときは、その旨

（電波利用料の徴収等）
第百三条の二　免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日。以下この条において「応当日」という。）から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日（以下この項において「起算日」という。）から始まる各一年の期間（無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十

八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。）について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額（起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。
（略）

別表第六（第百三条の二関係）

<table>
<tr><td colspan="5">無線局の区分</td><td>金額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">六　放送をする無線局（三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局並びに電気通信業務を行うことを目的とする無線局を除く。）</td><td rowspan="3">六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの</td><td rowspan="3">その他のもの</td><td rowspan="3">使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを超えるもの</td><td>空中線電力が二十ワット以下のもの</td><td>三万六千五百円</td></tr>
<tr><td>空中線電力が二十ワットを超え五キロワット以下のもの</td><td>十一万四千二百円</td></tr>
<tr><td>空中線電力が五キロワットを超えるもの</td><td>二百十四万三千四百円</td></tr>
</table>

※　関係分のみ記載

自動車登録番号標(ナンバープレート)

1. 新規登録を申請すると、登録番号が定められ、ナンバープレートが交付されます。
2. 登録を受けた自動車が真正なナンバープレートを表示していることを確保するとともに、ナンバープレートの取り外しを防止するため、ナンバープレートには封印が取り付けられます。「封印」は、自動車の後面に取り付けられたナンバープレートの左上部の取り付け箇所に行なうことになっています。
3. ナンバープレートには、様式並びに表示の方法が定められています。

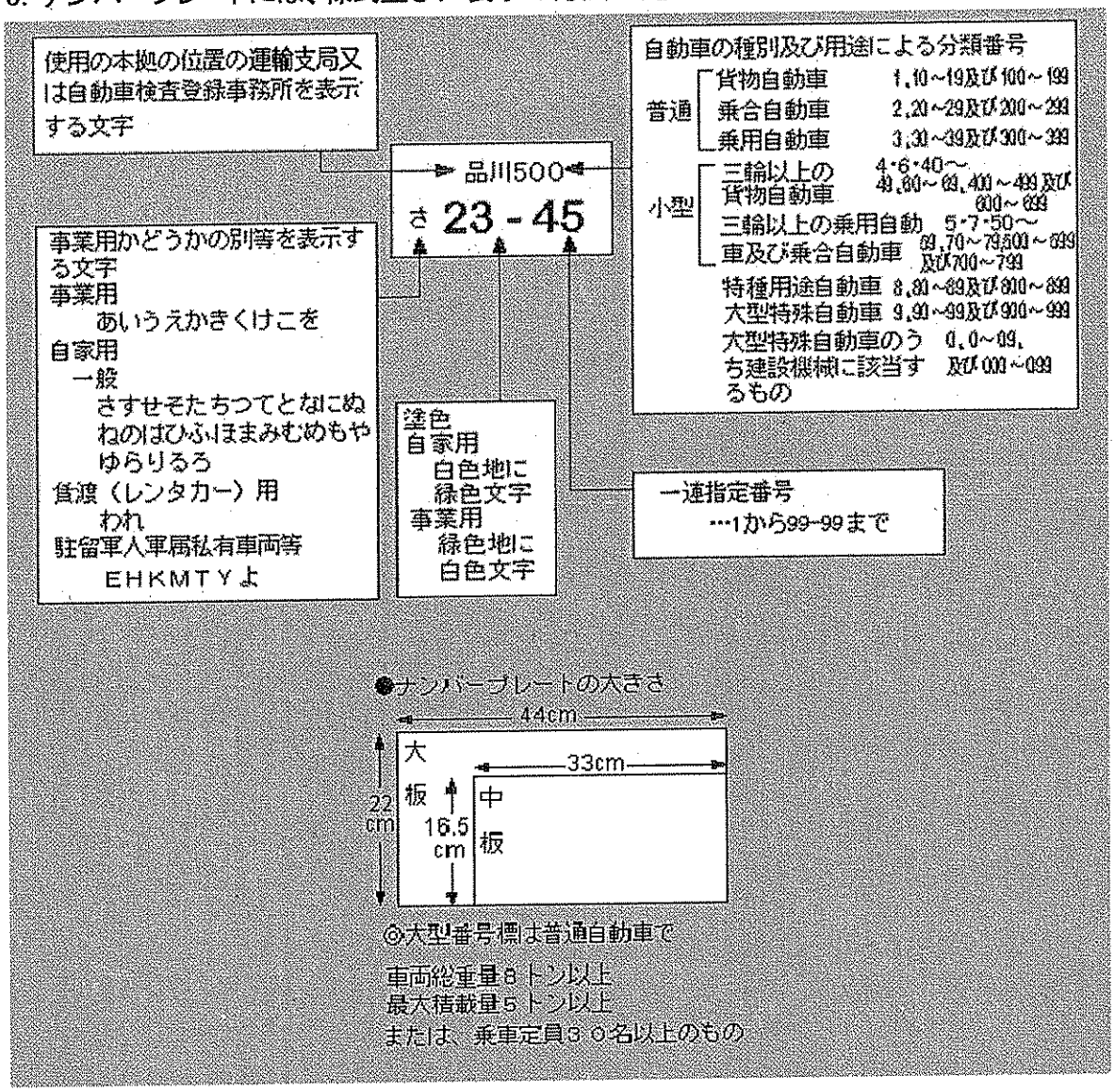

4. 字光式ナンバープレート

自動車の使用者が字光式ナンバープレートを希望する場合は、新規登録、番号変更又は他府県からの転入等の申請をする際に「字光式自動車登録番号標交付願」を提出して下さい。この字光式ナンバープレートを取り付けるためには、予め、試験基準を満たした照明器具を購入し、自動車に装着しなければなりません。

新たな地域名表示ナンバープレートの導入について（要綱）

平成１６年１１月
国土交通省自動車交通局

1　趣旨等

自動車のナンバープレートには、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所の名称等が表示されている。この地域名については、従来、自動車検査登録事務所の新設に伴い、新たな地域名表示を創設してきたところであるが、今般、地域振興や観光振興等の観点から、ナンバープレートの地域名表示を弾力化し、自動車検査登録事務所の新設の有無にかかわらず、新たな地域名表示を認めることとする。

新たな地域名表示を認めるに当たっては、自動車登録業務をはじめとする各種行政事務や自動車使用者等に混乱が生じないように、対象となる地域及び名称の基準、導入の手続き等について、本要綱に定めるところによるものとする。

2　新たな地域名表示の基準

（１）対象となり得る地域の基準

①　地域特性や経済圏等に関して、他の地域と区分された一定のまとまりのある地域であり、一般に広く認知された地域であること。また、原則として、単独の市町村ではなく、複数の市町村の集合であること。

②　当該地域において、登録されている自動車の数が１０万台を超えていること。

③　対象となる地域が、当該都道府県内における他の地域名表示の対象地域と比較し、人口、登録されている自動車の数等に関して、極端なアンバランスが生じないものであること。

（２）地域名の基準

①　行政区画や旧国名などの地理的名称であり、当該地域を表すのにふさわしい名称であること。また、当該地域名が全国的にも認知されていること。

②　読みやすく、覚えやすいものであるとともに、既存の地域名と類似し混同を起こすようなものでないこと。

③　ナンバープレートに表示された際に十分視認性が確保されるよう、原則として「漢字」で「２文字」とする。やむを得ない理由があるとして例外を認める場合であっても最大で「４文字」までとし、ローマ字は認めないものとする。

3　導入の方法等

新たな地域名表示ナンバープレートは、従来の自動車検査登録事務所の新設に伴う新たな地域名表示の導入と同様、希望者だけでなく当該地域内に使用の本拠の位置を有する全ての自動車に付与することとする。また、ある時点で地域内の全ての車について強制的にナンバープレートを変更するのではなく、順次、新規に登録する自動車、移転登録や変更登録等によりナンバープレートを変更する自動車について、新たな地域名表示のナンバープレートを付与するものとする。

4　導入の手続き

新たな地域名表示ナンバープレートの導入は、当該地域の住民や自動車ユーザーの意向であることが前提であり、当該地域を構成する全ての地方公共団体の合意があることが必要である。さらに都道府県内のバランス等の基準への適合性には都道府県の判断が必要である。このため、導入に当たっての手続きについては、以下のとおりとする。

① 当該地域内の地方公共団体は、アンケート等を実施することにより、当該地域の住民や自動車ユーザー、関係団体の意向を確認すること。
② 当該地方公共団体は、議会の支持を得て、当該地域の都道府県に要望を行うこと。
③ 要望を受けた都道府県は、新たな地域名表示が本要綱に定められた基準や手続きに適合しているかを判断し、妥当と判断される場合は、地方運輸局を通じて、国土交通省に対して要望を行うこと。
④ 国土交通省は、関連するシステムを運用する関係機関、関係団体との調整を行った上で、導入を認める新たな地域名およびその導入時期等を決定する。

5 スケジュール等

① 新たな地域名表示ナンバープレートは、平成１８年度中の導入を目指すこととし、都道府県からの要望は、平成１７年５月末までに地方運輸局に対して行うものとする。
② 複数の運輸支局、自動車検査登録事務所の管轄にまたがる地域名表示については、各種の行政事務、自動車検査登録システムへの影響等について慎重に検討を行う必要があり、当面は認めないこととする。

平成19年4月13日

自動車交通局技術安全管理課

新たな地域名表示ナンバープレート(いわゆる「ご当地ナンバー」)として交付開始された18ナンバーについて、平成19年3月末現在の普及状況を取りまとめましたので発表します。

	支局等名	ご当地 ナンバー	平成19年3月末現在車両数(台)	(参考) 平成18年12月20日現在車両数(台)
1	宮城	仙台	44,148	23,012
2	福島	会津	8,506	4,156
3	土浦	つくば	19,161	—
4	栃木	那須	9,180	4,461
5	群馬	高崎	18,728	8,581
6	所沢	川越	19,484	9,725
7	千葉	成田	12,610	5,563
8	野田	柏	26,698	16,745
9	石川	金沢	28,736	15,702
10	松本	諏訪	6,703	3,053
11	沼津	伊豆	17,129	9,308
12	西三河	豊田	22,085	10,461
13		岡崎	17,881	8,150
14	小牧	一宮	14,177	6,628
15	三重	鈴鹿	11,319	5,451
16	和泉	堺	22,711	10,126
17	岡山	倉敷	22,422	11,027
18	山口	下関	8,451	4,123

注:「つくば」は平成19年2月13日より交付開始

■道路運送車両法（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）

（新規登録事項）
第九条　新規登録は、自動車登録ファイルに第七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項及び新規登録の年月日を登録し、かつ、国土交通省令で定める基準により自動車登録番号を定め、これを自動車登録ファイルに登録することによつて行う。

（登録事項の通知）
第十条　国土交通大臣は、新規登録をしたときは、申請者に対し、登録事項を書面により通知しなければならない。

（自動車登録番号標の封印等）
第十一条　自動車の所有者は、前条の規定により自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受け、国土交通省令で定めるところによりこれを当該自動車に取り付けた上、国土交通大臣（政令で定める離島にあつては、国土交通大臣又は政令で定める市町村の長。以下この条において同じ。）又は第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者（以下この条において「封印取付受託者」という。）の行う封印の取付けを受けなければならない。

■自動車登録規則（昭和四十五年二月二十日運輸省令第七号）

（自動車登録番号）
第十三条　自動車登録番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。
一　自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部又は運輸支局（使用の本拠の位置が自動車検査登録事務所の管轄区域に属する場合にあつては、当該自動車検査登録事務所。次項において同じ。）を表示する文字（別表第一）
二　自動車の種別及び用途による分類番号を表示する三けた以下のアラビア数字（別表第二）
三　自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名又はローマ字（別表第三）
四　四けた以下のアラビア数字
2　運輸監理部又は運輸支局の管轄区域が変更された場合においては、当該変更前に法の規定により登録された自動車登録番号については、当該変更又は当該変更に係る区域を含む市町村（特別区を含む。）の区域内における当該自動車登録番号に係る自動車の使用の本拠の位置の変更により前項に規定する基準に適合しないこととなつたときであつても、同項に規定する基準に適合するものとみなす。

別表第一　（第十三条関係）

運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所	使用の本拠の位置	表示する文字
札幌運輸支局	札幌運輸支局の管轄区域内	札幌

函館運輸支局	函館運輸支局の管轄区域内	函館
旭川運輸支局	旭川運輸支局の管轄区域内	旭川
室蘭運輸支局	室蘭運輸支局の管轄区域内	室蘭
釧路運輸支局	釧路運輸支局の管轄区域内	釧路
帯広運輸支局	帯広運輸支局の管轄区域内	帯広
北見運輸支局	北見運輸支局の管轄区域内	北見

※　道内分のみ記載

社会保障における地方分権の取組

◎　社会保障分野においては、それぞれの事務事業の特質に応じて、国と地方の適切な役割分担を図ることにより、地方分権の推進に努力してきたところである。

○　医療分野においては、平成１８年医療制度改革により、都道府県医療費適正化計画の導入や医療計画（都道府県が作成）の充実、都道府県単位の広域連合が財政運営を行う「後期高齢者医療制度」の創設を図るとともに、三位一体改革の中で国民健康保険における都道府県への財政調整権限の移譲を図るなど、都道府県単位を軸とした医療制度に向けての改革を行ってきた。

○　福祉分野においては、平成２年の福祉８法改正により市町村への大幅な権限移譲を行うとともに、介護保険の創設に当たっては市町村を保険者とし、その後も、保険者機能の強化など市町村の権限強化に取り組んできた。

年金	医療	福祉
○1986 年 基礎年金導入 ○1999 年 地方分権一括法成立 ・　都道府県知事への機関委任事務→国の直接執行事務 ・　地方事務官→厚生労働事務官 ○今後 被用者年金制度の一元化	○1985 年 医療法改正 ・　医療計画（都道府県が作成主体）の導入 ○2004～2006 年 三位一体改革 ・　国保において、都道府県に財政調整権限を移譲 ○2006 年 医療制度改革関連法成立 ・　都道府県医療費適正化計画の導入、医療計画の見直し等 ・　都道府県単位を軸とする医療保険制度体系に向けての改革 ＊　国保において、保険財政共同安定化事業を実施（都道府県単位） ＊　広域連合（都道府県単位）が財政運営を行う「後期高齢者医療制度」の創設	○1990 年 老人福祉法等福祉関係８法律の改正 ・　特別養護老人ホーム等の高齢者・障害者関係施設の入所決定権を、都道府県から町村へ移譲 ・　全市町村・都道府県が老人保健福祉計画を作成 ○1997 年 介護保険法の成立（保険者は市町村） ○2004～2006 年 三位一体改革 ・　公立保育所運営費の一般財源化 ・　介護保険の施設整備補助金の一部廃止、一般財源化 ○2005 年 介護保険法改正 ・保険者機能の強化、地域密着型サービスの創設 障害者自立支援法の成立 ・実施主体を市町村に一元化 ○2006 年 認定こども園制度の創設

社会保障における地方分権についての基本的考え方

① 社会保障は、税や保険料を財源として、現金給付やサービスを提供する国民連帯の制度。

② 地方分権を推進するに当たっては、全国的に一定の水準を確保するとともに、適切な財政運営（給付と負担の均衡や公平性など）を図りつつ、質の高いサービスを効率的に提供していく、との基本的視点に立って検討していくことが必要。

⇒ 法律に基づく基本的な制度の枠組みについての企画立案、高度専門的な知識などに基づく技術的助言などについては、引き続き国が中心となって担うことが必要

⇒ 一定水準の給付やサービスを確保するための財源の確保が必要（国・都道府県・市町村が役割に応じて適切に分担）

③ 実施主体についての各分野における考え方

○ 年金については、全国的規模で統一的に実施する必要があり、その実施も国が行うことが適当。

○ 医療については、サービス提供等について地域ごとに特質がある一方、サービス提供体制が広域にわたることから、都道府県単位を軸に展開することが適当。

○ 介護・障害者福祉・児童福祉等の福祉は、住民の暮らしに密接に関連するとともに、サービス提供体制が地域内である程度完結していることから、市町村が実施することが適当。

■日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）

第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
○2　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。